

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書③

p84 (2) 事前抑制の禁止の趣旨

表現の自由は重要



表現行為に対する事前抑制を認めると表現の自由が台無しになってしまう



そこで条文ではストレートに規定されているのか表現の自由の重要性和事前抑制の危険性から事前抑制は禁止されるという事前抑制禁止の原則を考えていく

テーブルコード

--	--	--

p84 (3) 北方ジャーナル事件

<問題の所在>

「雑誌販売禁止の仮処分」

”

裁判所が出す命令みたいなもの

ここでは雑誌を販売してはダメという命令

→ 法的には「事前差止め^の仮処分」という雑誌を販売する前に (= 事前) 販売を
禁止するのだから人の目に触れたい可能

性がある

そこで事前抑制禁止の原則に反した
いかか問題とする

テープコード

--	--	--

p91 (1) 泉佐野市民会館事件

(判例)

集会 → 他人の権利

侵害する
危険これを回避、防止するために
集会が必要かつ合理的な
範囲で制限を受ける制限が必要かつ合理的と
して認められるかは集会の自由の重要性と他人の権利
の内容、その侵害の危険性の程
度を較量して決すべし

テープコード

--	--	--

→ 危険性としてはどの程度の危険性か

危険発生の可能性

低



危険発生の蓋然性



明らかで差し直った危険の発生が具体的に予見される程度

高

(= 危険の発生が確定というニュアンス)

判例は

これが必要とした

テープコード

--	--	--

p92 (2) 上尾市福祉会館事件

(事案) 上尾市は条例で「会館の管理上支障が認められるときは、本件会館の使用を許可しない」と定めていた



ある団体が会館の利用を申請したが市側(市長)は、その団体と敵対する反対派による妨害活動が行われるおそれがあることを理由に、条例で定めた「会館の管理上支障が認められるとき」に当たるとして利用を拒否

テーブルコード

--	--	--

p94 (3) 許可制と届出制の相違

「許可制」vs「届出制」

許可制… 一般的に禁止して例外的に許すもの
つまり

原則 禁止
例外的に許容

届出制… 一般的に許容されるが届出ることが
必要とするもの
つまり

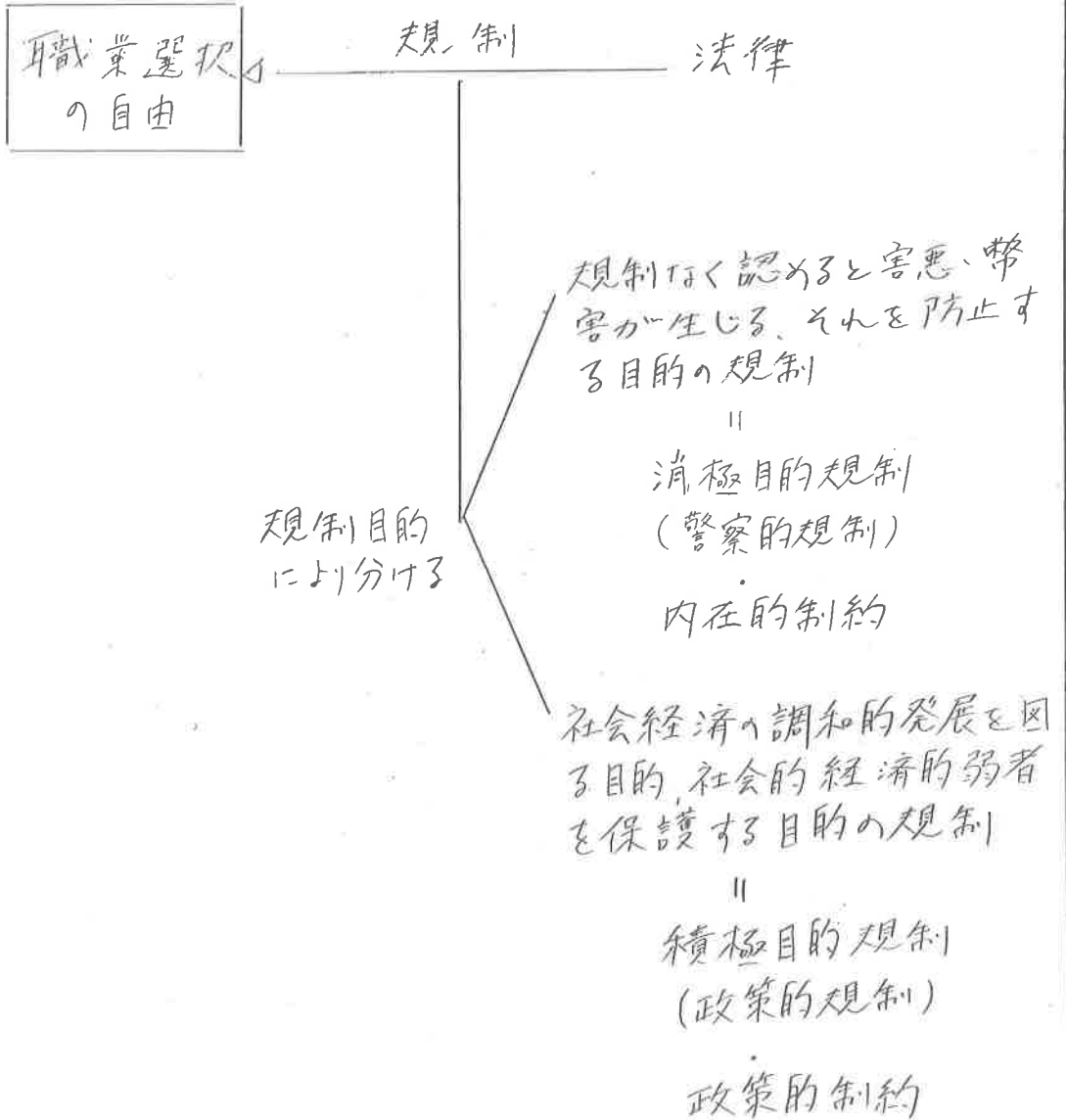
原則 許容
ただし届出が必要

→ ある行為について許可制か届出制
をとる場合、届出制の方が規制が弱
いといえる

テープコード

--	--	--

P100 (3) 規制の種類

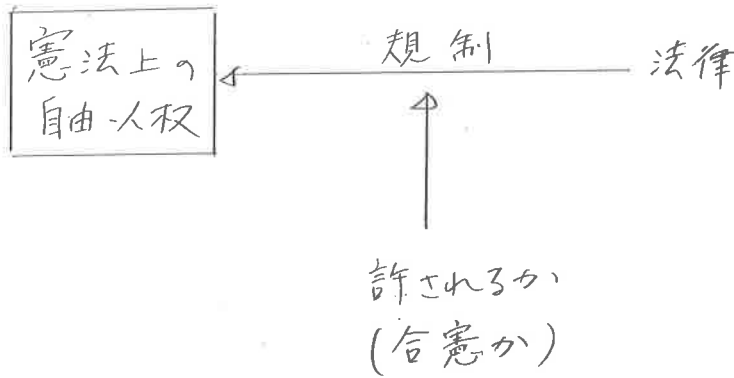


テープコード

--	--	--

P101 (4) 職業選択の自由に対する規制の違憲審査基準
(規制目的二分論)

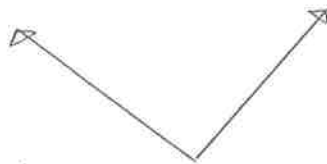
→ 職業選択の自由は経済的自由権の1つ
経済的自由権についての違憲審査基準
はどうかということ...



この自由・人権が

精神的自由権たる
()基準
で判断

経済的自由権たる
()基準
で判断



このように基準を使い分けることを
()論という

テーブルコード

--	--	--

→ 板書p66のように職業選択の自由に対する規制は
その目的により2つに分かれる

||

消極目的規制 vs 積極目的規制



職業選択の自由の場合、どちらの目的かで
違憲審査基準をさらに分ける

||

このような考え方を規制目的二分論という



つまり

二つの基準論により精神的自由権と経済的
自由権で審査基準を変えて

経済的自由権の1つである職業選択の自
由については規制の目的によりさらに審査基
準を変えるということ

テーブルコード

--	--	--

違憲審査基準を変える (二重の基準論)

精神的自由権 に対する
規制

経済的自由権 に対する
規制

その1つである
職業選択の自由 に対する
規制

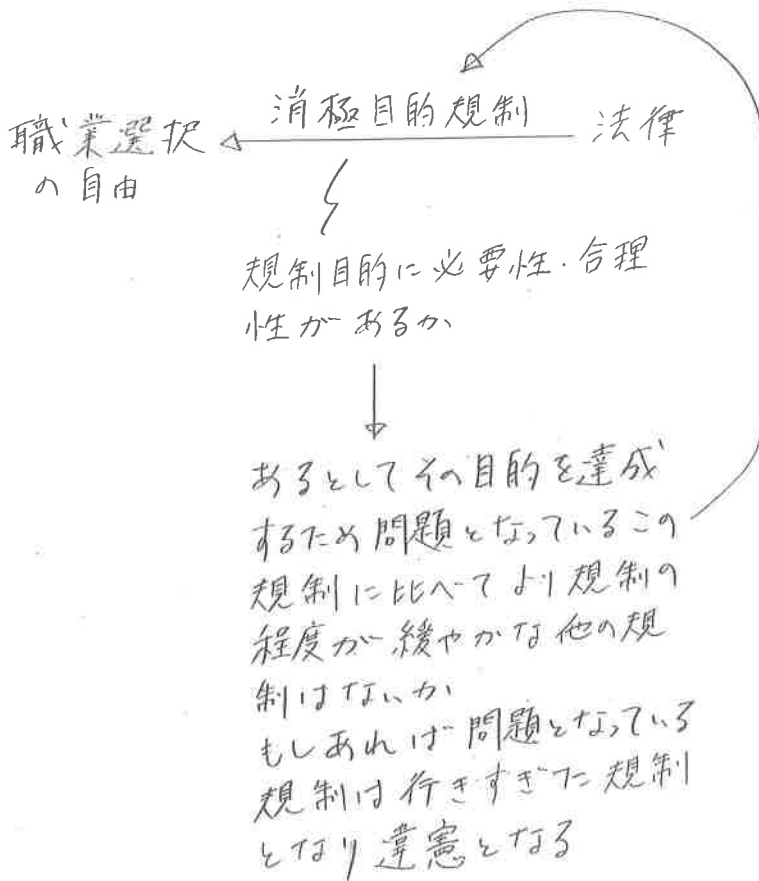
規制する目的により規制
を2つに分けて それに応
じて違憲審査基準を分
ける
(規制目的三分論)

テーブルコード

--	--	--

P101 ① 消極目的規制の場合

→ 「厳格な合理性の基準」という名前の基準で合憲か違憲かを審査する

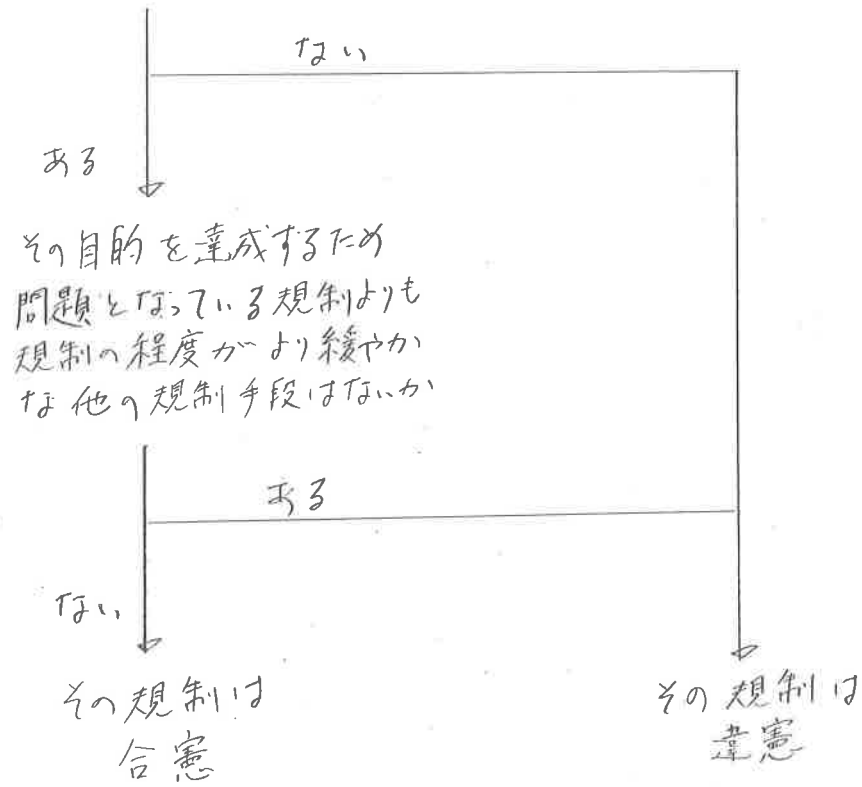


テーブルコード

--	--	--

cf, 消極目的規制のフローチャート

規制目的に:
必要性、合理性があるか



テーブルコード

--	--	--

p101 ② 積極目的規制の場合

→ 「明白性の原則」という名前の基準で合憲か
違憲かを審査する

職業選択
の自由 ← 積極目的規制 法律

この規制が著しく不合理である
ことが明白な場合に限り違憲
とする

(誰かどう見ても明らかに
おかしいという場合に違憲と
する)

それ以外は合憲とする

cf. この基準は違憲とする率が低くなる
傾向がある

ということは一、規制をする法律を作った
国会の判断の方を尊重、優先させるも
のといえる

このことは「立法府の広い裁量を認
める」と表現される

テープコード

--	--	--

p103 ② 薬事法事件

— 職業の許可制についての判例の考え方 —

ある目的を達成するために職業を規制する
手段には以下の2つの方法が考えられる

① その職業について
許可制をとる

||

原則禁止であり
許可を得た場
合のみOKという
規制

VS

② その職業の内容・態様
について規制をする

||

原則 その職業を行って
いいから「○○につい
てはこのようなやり方
という規制

→ 規制の程度としては①より②の方が
緩やか



判例は消極目的のために①の許
可制が許されるのは、緩やかな規制
である②では目的を達成できない
場合に限られるとした

テーブルコード

--	--	--

(判例)

薬局の距離制限は不良医薬品の供給防止
という消極目的であると認定

→ どういうことか？

薬局が近距離で営業

↓
競争激化

↓
経営不安定

↓
利益を上げるため不適当・不良の
医薬品販売(不良医薬品供給)の
危険

その結果、国民の生命、健康への危
険が生じる

↓
そこで、不良医薬品の供給、その
結果生じる国民の生命、健康への
危険を防止する目的で薬局開設

※

テーブルコード

--	--	--

に足距離制限を内容とする許可制を
設けた (= 足距離を守れば許可)

すなわち

薬局の足距離制限 (許可制) は消極目
的の許可制と認定

→ しかし、※ IP の部分、すなわち薬局間の過当
競争と不良医薬品の供給との間の因果関
係については確実な証拠、根拠はない

また

不良医薬品の供給防止という消極目的のた
めには行政上の監督体制の強化という他
の方法もある (ex 保健所による立ち入り検査)

すなわち

不良医薬品の供給防止という消極目的を達
成するために足距離制限 (許可制) という規制
よりもより緩やかで規制 (内容および態
様に対する規制) がある

よって

本件の足距離制限という規制は違憲

cf. 小売商業調整特別措置法や薬事法のように
一定の距離をあけたければならない規
制を適正配置規制という

テープコード

--	--	--

p105 ③ 公衆浴場の適正配置規定

★判例は 二つに (1) 消極目的規制とするもの
(最大判昭和30.1.26)

(2) 積極目的規制とするもの
(最判平元.1.30)

(3) 両目的が併存するとするもの
(最判平元.3.7)

どちらがあるか、すべて結論は
合憲としている

テープコード

--	--	--

P107 ⑦ 西原ネクタイ事件

(判例) 生糸の輸入制限 = 国内生産業者保護のため
すなわち 経済的弱者
保護のため
よって
積極目的規制



明白性の原則 = 当該規制が著しく不合理であることが明白な場合には
限りこれを違憲とする



本件 制限規定は著しく不合理である
ことが明白といえず、憲法22条1項
には違反しない

テープコード

--	--	--

